

劉宣の第三次日本遠征反対論

植松正

目次

はしがき

一 劉宣上言とその年次

1 劉宣上言の構成

2 第三次日本遠征計画のゆくえ

二 劉宣の第三次日本遠征反対論の内容

1 劉宣上言の全文

2 劉宣上言の解説

三 劉宣の立場とその死

むすび

はしがき

筆者は前稿において『経世大典』の日本についての記録を取り上げ、日本への遣使、二次にわたる日本遠征、そしてその失敗について、元朝としてどのように総括的見解が表されているか観察を試みた^①。生起した史実の一端を推測確定するのはもちろん重要であるが、史料の背景や含意を読み取ることもまた歴史学の魅力的な営為と考えたからである。ここに取り上げようとするのは第三次日本遠征に異議を唱える劉宣（一二三三～八八）の上言であり、『元史』卷一六八、劉宣伝に見え、世祖に日本遠征を断念させる契機になったと一般に理解されている。しかし本伝の材料の一つは呉澄『呉文正公集』に収録される劉宣の行状であり、そこには日本遠征についての回顧が記述されており、これもまた過去の経緯を考慮した上での日本遠征に対するひとつの総括と受け止めることができる。劉宣の行状はすでに屠寄が『蒙兀児史記』（一九三四）を編纂する際にこれを利用して劉宣伝をより充実させた。いま筆者はその見解にも導かれつつ、該史料の文献的位置づけと内容、さらにその上言の現れた背景について考えてみたい。

一 劉宣上言とその年次

1 劉宣上言の構成

『元史』卷一六八、劉宣伝に載せられている日本遠征に関する上言には、とくにその年次の前後関係にいささか疑問の箇所が存在する。それについて百衲本『元史』によって一連の文章をつぎのように分かち書きを示す。

- ①（至元）二十三年、入為礼部尚書、遂遷吏部。時将伐交趾、宣上言曰、「連年日本之役、百姓愁戚、官府擾攘、今

春停罷、江浙軍民歛声如雷。安南小邦、臣事有年、歲貢未嘗愆期。辺帥生事興兵、彼因避竄海島、使大率無功、將士傷殘。今又下令再征、聞者莫不恐懼。……今以七月、會諸道兵于靜江、比至安南病死必衆、緩急遇敵何以応之。……何不與彼中軍官深知事体者、論量万全方略、不然、將復踏前轍矣。」

② 及再征日本、宣又上言、其略曰、「近歲復置征東行省、再興日本之役、此役不息、安危繫焉。唆都建伐占城、海牙言平交趾、三數年間、湖広・江西供給船隻・軍須糧運、官民大擾、広東羣盜並起、軍兵遠涉江海瘴毒之地、死傷過半、即目連兵未解。……況日本僻在海隅、与中国相懸万里哉。」帝嘉納其言。

③ 二十三年十二月、中書伝旨、議更鈔用錢、宣獻議曰、「原交鈔所起、漢・唐以来、皆未嘗有。宋紹興初、軍餉不繼、造此以誘商旅、為沿辺糴買之計、比銅錢易於齎擊、民甚便之。……若欲濟丘壑之用、非惟鑄造不敷、抑亦不久自弊矣。」屬桑哥謀立尚書省、以專国柄、錢議遂罷。

①の「二十三年」は「二十二年」に改めねばならない。^②なによりも『元史』本伝の材料となつた『呉文正公集』(成化刊本)^③卷四三の当該箇所には「二十二年」とあり、四庫本『元史』でも「二十二年」としている。^④ここは『呉文正公集』の年次を採るのが本来であろう。ところがその上言部分を読むと明らかに日本遠征計画が至元二十三年初めに中止(停罷)されたことを承けて、安南遠征の中止を提言している。となれば①に見える提言自体は至元二十三年と考えざるを得ない。二十二年とは、劉宣が中書右丞相の安童(アトド)の推薦を受けて江西湖東道提刑按察使から中央政府の礼部尚書に拔擢された年次と考えられる。^⑤

③に「(至元)二十三年十月」とあるのは問題ない。そうなると日本遠征問題を強く意識している筆者には劉宣伝では①と②の二つの上言の順序が逆転しているように見えるのである。だがここは池内宏氏の論述に見られるように、①と②の史料をそれぞれ別個に受け止めて、②を先にし、ついで①を引用して叙述するのが正当なのであろう。^⑥

『元史』劉宣伝の記述が不自然な理由は本伝の成り立ち、本伝の材料に起因する。上記の部分の材料となったのは『呉文正公集』卷四三所収の劉宣の行状（大元故御史中丞贈資善大夫上護軍彭城郡劉忠憲公行状）である。すでに『蒙兀兒史記』卷一〇四、劉宣伝に見られるように、①・②・③はその記述の順序も含めてこの原史料を踏襲したものであった。従つて史料の扱い方として①と②を反転させることは不可能である。なお①と③は『元史』劉宣伝と『呉文正公集』の劉宣行状の両方に見えるが、字句には些少の異同がある。

本稿末尾に【史料】として②の全文を掲げるが、その構成は以下のものである。

② 又將再征日本、公又上言曰、「近（歲）復置征東行省、再興日本之役、此役不息、安危繫焉。（『元史』劉宣伝、『呉文正公集』劉宣行状）

① 至元初年、高麗趙開建言通日本以窺宋、數輩奉使、竟無成約、率兵征伐、亦不収功、驅有用兵、民取無用地土、猶珠彈雀、已為失策。……死事之家、殊無優恤、主將僅以身免、朝廷寬宥、使輸錢贖罪、天下知刑賞不行、何以懲勸使人効死。（『呉文正公集』劉宣行状）

① 十九年冬、四処行省督諸路、造膠河糧船一千隻、又相繼於江南・平瀾造東征海船、江南擾動過於向來。……伺我兵力虛耗、一旦嘯衆、驅輜生無藉衆民、所在殺掠、其鎮守官軍、」（『呉文正公集』劉宣行状）

此処旧板模鋤脱漏。（『呉文正公集』劉宣行状）

〈空行〉（『呉文正公集』劉宣行状）

① 唆都建伐占城、海牙言平交趾、三數年間、湖広・江西供給船隻・軍須糧運、官民大擾、広東羣盜並起、軍兵遠涉江海瘴毒之地、死傷過半、即目連兵未解。……況日本僻在海隅、與中国相懸万里哉。」帝嘉納其言。（『元史』劉宣伝）

このように②のaとbは『元史』に見えず、『呉文正公集』によって増広できる。cは『元史』にあつて『呉文正公集』には見えない。bの末尾が欠損し成化刊本でも復刻できなかったからであろう。四庫全書本『呉文正集』（巻八八）でも「其鎮守官軍」のあとに「缺」として、やはり空行を設けている。乾隆刊本では成化刊本と対照した上で「此処旧板模糊脱漏、即空此八行」としている。寄せ集めの結果であるからなお統一性を欠く恐れもなしとしないが、これにより劉宣の日本遠征中止提言の内容は『元史』に比して格段に豊かになった。

2 第三次日本遠征計画のゆくえ

まず②の年次を確定しておかなければならない。上言の時点については「又将再征日本」とあり、上言内容の冒頭に「近(歳)復置征東行省」とあるのを手がかりとすれば、征東行省の設置に対応しての提言である。しかし『元史』世祖紀には征東行省の設立についてつぎに掲げるように二箇所に見えている。

・(至元二十年五月甲子)、立征東行中書省、以高麗国王与阿塔海共事、給高麗国征日本軍衣甲。(『元史』卷一二、世祖紀)

(至元二十年五月甲子(十一日)、征東行中書省を設立し、高麗国王に阿塔海アタハイと協同行動させ、高麗国の征日本軍に衣甲を支給した。

・(至元二十二年十月) 癸丑、立征東行省、以阿塔海為左丞相、劉国傑・陳巖並左丞、洪茶丘右丞、征日本。(『元史』卷一三、世祖紀)

(至元二十二年十月) 癸丑(十五日)、征東行省を設立し、阿塔海を左丞相とし、劉国傑・陳巖を並びに左丞、洪茶丘を右丞とし、日本を征討させることとした。

前者の至元二十年の記事は、征日本の事業を完遂するに際し高麗国王の立場を明示したと見るべき記事であろう。この頃の動向をやや詳しく見てみよう。この日に先立って前年からすでに元朝は征日本のための海船・兵員・兵器・軍糧の準備を整えつつあったが、これにはもと術数家の張康の反対もあった。⁷⁾

至元二十年正月乙丑（十日）には阿塔海に対して以前と同様に征東行省丞相に任ずるとの辞令が発せられており、四月癸卯（十九日）には高麗国王に征東行省左丞相を授けるとともに駙馬・高麗国王の地位を確認している。⁸⁾ 阿塔海とが協同して日本遠征を実施するとの基本方針を確認したものである。『元史』百官志に、至元二十年のこととして征東行省設置の記事が見えるのもこの動向と符合している。⁹⁾ さらに『元史』日本伝にも同年、阿塔海ら征東行省の人事とともに日本遠征準備の記事があり、それに続けて淮西宣慰使昂吉児アンギルの遠征中止の提言が記されている。¹⁰⁾

昂吉児のほかにも第三次日本遠征に反対ないしは消極的な言説が多く現れたのもこの至元二十年であった。崔彘ツイ・田忠良チュウリョウ・庾闕コウケツらである。御史中丞の崔彘はとくに江南の叛乱が頻発する原因として海船建造や軍需物資供給の過重な負担を指摘して日本の役の中止を上言した。¹¹⁾ 宮中の儀礼を司る太常寺の次官（太常少卿）の田忠良は世祖から日本遠征のための出征式典の佳日を問われたのに応えて、「遙か海の彼方の小さなところに天朝の軍隊を煩わせることはありませんと奏したが聴き入れられなかった。¹²⁾ 庾闕なるものが夷を以て夷を攻める観点から、日本遠征には高麗と蛮子（江南）を用いて蒙古軍を遣わさず、また高麗に軍糧の負担を増すよう世祖に提言して許されたというのもこの年である。¹³⁾

阿塔海が日本遠征につき緊急上奏してきたとき、入見した管如徳と世祖との間で交わされた会話がかった。江南の民心の動向に懸念を表す世祖に対して、管如徳は今や豊年続きだから民が二心を抱く心配はないと応じている。彼もかつて南宋から元軍に降り、范文虎と同じく世祖が信頼を寄せた人であった。世祖は阿塔海に至らぬところがあれば卿がよくアドバイスをして導き、朕の耳に入れる必要があるときには早馬を用いて報告するよう命じたのであった。¹⁴⁾ このように

至元二十年には日本遠征推進の動向とそれをおし止めようとする動向が見え、江南の治安・民情が議論の焦点となっていた。

同年阿塔海に関してつぎのような海船準備に関する動きがあった。

・(至元二十年七月丙辰)、諭阿塔海所造征日本船、宜少緩之、所拘商船、其悉給還。(『元史』卷一二)

・(至元二十年八月丁未)、浙西道宣慰使史弼言、「頃以征日本船五百艘科諸民間、民病之。宜取阿八赤所有船、修理以付阿塔海、庶寬民力、并給鈔於沿海募水手。」從之。(同前)

七月四日には江南地方での海船建造の割当て枠の緩和と雇いあげた商船の返還が阿塔海を通じて命令された。八月二十日にもやはり浙西道宣慰使の史弼が海船五百艘建造という過重な割当てに民が苦しんでいるので、阿八赤が有する船を修理して阿塔海の征日本の艦隊に加え、またきちんと交鈔を支払って沿海地域で水手を募集するよう提言した。阿八赤は山東半島を横切る膠萊運河を開鑿するなど江南から米糧を北方に輸送するのに努力していた人物であり、運糧船を日本への征戦用に転用しようというのである。⁽¹⁵⁾

このように至元二十年には日本遠征に反対する意見が多くみられるし、造船割当ての緩和措置もみられた。そうした動きに符節を合するのが日本への使者の派遣である。そのことを端的に伝える史料は日本に残されている『善隣国宝記』である。すなわち至元二十年の如智・王君治、翌二十一年の王積翁・如智の日本遣使である。⁽¹⁶⁾王積翁に関しては中国史料も残されているが、普陀山の僧如智が日本側と折衝する契機を与えたことは重要である。今のところ如智が元朝のいかなる官司・官人を通じて世祖に奏上し得たかを直接伝える史料は見当たらない。しかし手掛かりがなくもない。元朝には杜世忠を正使とした遣使に対する日本(鎌倉幕府)の強硬対応もすでに伝わっていた。一方、鎌倉幕府執権の北条時宗から名のある禅僧を送ってくれるよう要請があり、結果として無学祖元の来日が弘安二年(至元十六年、一二

七九)に実現した。『鎌倉大日記』によれば祖元が日本に渡ることを許した(あるいは祖元を指名した)のは明州太守であつたといふ。¹⁷⁾ 明州太守とは元代において正式には慶元路総管である。『延祐四明志』卷二、職官攷、慶元路総管府によれば、王剛中は至元十五年(一二七八)八月から十月にかけて慶元路総管であつた。¹⁸⁾ 前任の洪模が宣撫使との兼任であつたから慶元路総管としては実質的に最初の任命ともいえる。洪模や游介実に比べて短い在任期間ながら、時期的にみて彼が祖元の渡日に関つた可能性はある。筆者がとりわけ興味深く思うのは、王剛中が王積翁の弟であつたことで、王積翁が王剛中を慶元路総管に推薦した可能性すら考えられる。王積翁は遣使以前から日元関係における仏教の役割をよく理解していたと思われる。彼が至元十九年に提出した時政に関する二十四箇条の献策には日本や仏教関係の事項が含まれたと推察され、そこには王剛中からの情報も役立ったであろう。その献策が世祖や宰相に認められて彼の日本遣使が決まつたのである。¹⁹⁾ 如智・王積翁の遣使は成功しなかつたが、世祖がその当時の仏教界に日本との通好実現の期待をかけたことは確かであろう。

至元二十一年前半の『元史』世祖紀には王積翁の遣使²⁰⁾のためと考えられるが、日本関係の記事は様子が変わってきている。まず高麗での征日本用の造船を停止した。また征東省の印を回収(拘収)したが、これは遠征の準備を緩和し、また征東行省の権能を一時的に停止したことを意味するだろう。²¹⁾

さきに掲げた至元二十二年十月の記事は、王積翁の不慮の死による遣使の失敗をうけて、征東行省の人事を発表し遠征の実施が再確認されたことを表している。劉宣は日本遠征の軍事行動がいよいよ現実味を帯びてきた状況に応じて提言したにちがいない。しかも②の㉔の末尾に帝が其の言を嘉納したとあるから、世祖は劉宣の提言を受け入れて日本遠征計画を撤回したのである。その最終決定は至元二十三年の初頭であつた。『元史』卷一四、世祖紀至元二十三年正月甲戌(七日)条にいう。

帝以日本孤遠島夷、重困民力、罷征日本、召阿八赤赴闕、仍散所顧民船。

帝は、日本は孤遠の島夷であり（これに拘つては）民力をひどく苦しめるので、日本を征するのを罷め、阿八赤を召して闕に赴かせ、なお徵募した民船を解散させた。

なお『元史』巻二〇八、日本伝によれば、日本からの侵犯は未だかつてないが、交趾は現に我が辺境を侵犯しているから、日本を相手とせずに交趾に専念せよとの世祖の言葉を伝えている。²²⁾

ところが『高麗史』巻三一、忠烈王世家にいう。

（忠烈王二十年正月癸酉）、罷造戰艦。時王入朝、欲陳東征不便、且以甲戌・辛巳兩年之役、浜水材木斫伐殆尽、造艦實難、冀緩其期。会帝晏駕、洪君祥白宰相完沢、遂寢東征。

（忠烈王二十年（至元三十一、永仁二、一二九四）正月癸酉）、戰艦を造るのを罷めた。時に王は入朝して、東征の不都合なことを陳述しようとし、且つ甲戌（至元十一、文永十一、一二七四）・辛巳（至元十八、弘安四、一二八一）の兩年の戦役で、水辺地区の材木はほとんど伐採し尽して、戦艦を造るのは實際困難なので、どうか造艦の期限を先延ばししていただきたいとした。たまたま世祖皇帝がおかくれになり、洪君祥は宰相の完沢オクシエに申し上げて、かくて東征はやめになった。

これによれば、高麗にとつて元朝の日本遠征計画の圧力は決して至元二十三年時点で終止してはおらず、世祖が崩すに至つてようやく遠征がらみの圧力がなくなったということになる。高麗での受け止め方がこのようであつてみれば、従つて日本も元朝からの風圧が減じたり消え去つたと感じられなかつたのは当然である。

二 劉宣の第三次日本遠征反対論の内容

1 劉宣上言の全文

劉宣の第三次日本遠征に反対する上言は②であるが、まず全文の翻訳を以下に示す。

② さらに日本を再征しようとしたところ、公が上奏してこう言った。「近ごろまたも征東行省を設置し、再び日本への遠征軍をおこす件を議しているが、この戦役を中止しなければ、国家の安危に係る重大事でありませんか。

① 至元初年に高麗の趙開が日本と通交して南宋を牽制するよう建言し、その後数人が日本に奉使したのだが、盟約を達成することもなく、軍隊を率いて征伐しても、やはりうまくゆかなかった。有用の兵民を駆り立てて無用の土地を取ろうというのでは、貴重な珠を用いて遥かな高さを飛ぶ雀を射落そうとするようなもので、もう策を失っている。

南宋平定ののち、姦臣が権力を擅たごまにして官爵を売り出したから、江南の州県ではあくどいものがはびこり、官民をむしり取った。やがて功をもとめて事を起す野心家の臣が始めて東征を唱えたところ、軽率にもその謀議を採用し、江淮・両浙地方ではじめて海船を造り、寺観や墓地の樹木を伐採しつくし、大木はひと株ごとに二三百人を使って曳き動かして山嶺を越え、近距離のものでも百里ほどでようやく船着き場に到着するが、輸送費用は木材の値段の十倍にもなり、人夫や工匠で死傷するものが記録しきれないほどであった。造作・軍器・衣甲など各種軍用物資はすべて人民に課せられたから、徭役に当たる一般の税戸は多く破産した。

大軍は日本の海岸に到達したものの、一矢を交える間もなく、風波が船舶を損壊し、十余万人を荒山にうち捨てることとなり、敵兵に殺されなければ餓死し、哀痛を極めた。戦没者の家には格別の優恤措置もない。部将でかろ

うじて逃げ帰ったものには、朝廷は大目にみて罪をゆるし銭を出して贖罪させる。天下に刑罰や恩賞が不公平だとわかれば、どうして人々が善悪をわきまえ国家に命をかけて尽すだろうか。

⑥ 至元十九年（一二八二）冬、四処行省が諸路を督促して膠河の糧船一千隻を建造させたが、引き続き江南・平瀨で東征用の海船を建造させたから、江南での騒ぎはこれまで以上になった。平瀨の船料・油竹・棕籐などの造船用物資は南方産だから、その輸送には人夫を動員し、牛畜の死亡も相継いだ。幸い事業が停止となったものの、人々が負ったダメージは癒えず軍人の家に残された老人幼児の嘆き悲しむ声も止んでいないのに、ここでさらに遠征の大挙が議に上るなら、人々は耐えきれないだろう。

漢軍は襄陽包圍戦、渡江戦、南宋残党の二王討伐戦、閩広平定戦から占城・交趾に進撃し、死傷者は甚だ多く、戸絶破産の家もある。江南諸路では守城把渡・巡邏遞送・倉庫占役の徭役負担はもとよりのこと、政府の物資調達もいつも不足の状態だ。南方の新附の旧軍は、十余年の間に老い病んで逃亡し出征で傷つき、それまでの精銳軍は海東の日本で遺棄され、新たに招集された軍兵はみな武芸戦闘の経験のないものばかり、これでは敵を制圧しようとしてもきつと失敗に帰するだろう。

中国南方に政治を布き軍事力を用いて四十余年、中国はすっかり疲弊してしまった。元朝に帰附して以来、人民は愛しまれず、実際には心服しているわけでもなく、たんに軍事力におののいているだけだ。江淮地方の人は目端が効いて軽々しく、南方未開の原住民が山海に潜伏することがないと言えようか。こちらの兵力の衰弱のすきを伺い、一旦大衆を扇動して、命知らずの無宿者を駆り立ててあちこちに殺戮行為を繰り返せば、鎮守の官軍「も手の付けられない大騒乱となろう。」

⑦ 唆都が占城討伐を始め、阿里海牙が交趾平定を提言すると、数年の間、湖広・江西地方では船隻や軍需物資の供

給、軍糧輸送など、官民あげて大騒ぎとなり、広東地方では群盜が蜂起した。政府軍は江海の疫病流行地域に入つて、死傷者が半数を超えたが、現在でもまだ兵力を解くことができない。そのうえ交趾は我国と国境を接しちつぽけな小国であるが、わが国は親王を派遣して軍とともに深く侵入したが効果はなく、峻都は賊に殺され恥辱を遺すばかりとなった。まして日本は海洋万里のかなたにあり、占城・交趾二国の比ではない。

今回軍事行動を起こし人々を動員して危険地帯に踏み入つたが、よしんば強風に遇わずその岸边に到達したところで、倭国は土地は広く、雑兵はやたらに多く、むこうの兵が四方から集まってきた場合、わが方には援軍がない。万一戦いがうまくゆかなかつたときに、救援部隊を出そうにも急に海を渡ることができない。そのかみ隋が高句麗を討伐しようとして三次にわたつて大挙遠征したものの、しばしば敗北し百万の兵を失つた。唐の太宗は英武を以て自負し親ら高句麗を征討したが、数城を取つて帰還したとはいえ悔いを遺すことのみ多かつた。且つ高麗の平壤の諸城はみな陸地にあり、中原からさほど遠くもない。それでも（高句麗に対しては）隋・唐二国の大兵で圧力をかけてもやはり勝利を収めることはできなかった。まして日本は遙か海の彼方に存在し、中国と万里を隔てているのだからなおさらだ。帝はその意見を嘉しゆるした。

2 劉宣上言の解説

上記の内容の概要はつぎの三段に分けられる。

- ① 日本遠征の回顧
- ② 対外軍事行動と江南
- ③ 対外関係における日本遠征

以下に上言の内容について逐次補足解説してゆこう。①では日本との通交を献策した高麗人趙開のことから始める。他の史料にはすべて趙彝とあるから、趙開は趙彝の誤りと考えざるを得ない。趙彝は慶尚道咸安の出身、ここは金州にも近く日本の情報も容易に知り得る地であった。はじめ高麗で進士に合格したが、蒙古に入り諸国の言語を学び秀才(官人としての有資格者)と称して皇帝のもとに出入りした。至元二年(一二六五)、彼はみずから日本への使者となり通交を開きたいと世祖に説いた。高麗ではこのような野心的な策略家の高麗出身者の讒言に苦しむこともしばしばであり、彼はついに『高麗史』では叛逆伝に列せられている。『元朝名臣事略』巻一〇によれば、老臣張德輝は彼をもと宋の出身としてその言を疑って警戒している。⁽²⁴⁾結局彼を使者に任ずることは避けられた。彼が何故に日本に蒙古との通交を進言したかについては、ここの短い劉宣の言によれば「日本に通じて宋を窺う」、つまり南宋に対する牽制、攻略の観点から日本へ遣使して盟約を結ぶ利点を理由としたようである。

ついで軍事力を行使しても何ら効果がなかったことに言及する。「彈雀」の語を用いているが、これは『莊子』に由来する語であり、貴重な珠を用いて千仞の高さを飛ぶ雀を射る、即ちものごとの軽重をわきまえず全く割に合わない行為の意味である。⁽²⁵⁾つまり日本遠征は初めから策を誤ったのだとする。

南宋を平定した後のこととして姦臣(姦回)が権力を握ったために江南にあくどいものが生じ、官民に等しく害悪が蔓延したという。これは売官によって「官豪勢要」と称された成り上がり豪民勢力が伸長した元代全般の趨勢につながるものである。元代に一般に姦臣と言えば大抵は『元史』巻二〇五、姦臣伝に列せられる人物であり、世祖期であれば阿合馬・盧世栄・桑哥を指す。『蒙兀児史記』劉宣伝に「阿合馬を指す」と注しているのは正しいであろう。ペルシア系の阿合馬が世祖の信任を得たのは中統三年(一二六二)とされ、以後も中書省のほかに尚書省を設置してその宰相となり特に財政方面に辣腕をふるった。しかし宦官を利用し家族、親族への利益を図るなどの行為もあったから、

その党派に反対する声も絶えなかった。それにもかかわらず彼が長らく権力の座にあったのは世祖の信頼が厚かったからである。ところが阿合馬は至元十九年三月辛酉（一日）に漢人の王著と高和尚によって謀殺された。王著と高和尚はもちろん極刑に処せられたが、同時に阿合馬の一族一派の不正を糾弾する動きも起こってきた。日本遠征と阿合馬専權との関連を直接的に語る史料はあまり見当たらないが、前述の趙彝の提言に始まって二度の日本遠征が阿合馬専權期と重なっていることは注意すべきである。劉宣はやがてその命をかけて阿合馬に連なる一派と対立するに至るが、それについては後述する。

筆者は前稿において、至元十四年（一二七七）に日本商人が金を銅銭に交易したことに注目し、その背後に阿合馬の腹心の耿仁（こうじん）の動向がありうることを推察した。⁽²⁶⁾ここでは筆者は、日本商人に対して金・銅銭交易を許可したのが日本に対する恩恵的措置であるとの『経世大典』の論調を紹介したのであるが、いまひとつのありうべき可能性がある。日本商人が交易した金と銅銭の量については明らかでないものの、元朝がこの有利な取引をしたのは真に公平なものではなかった可能性がある。南宋滅亡直後の政情を知らなかった日本商人が港湾に抑留されて、交易の名のもとに金と銅銭の不利な取引を甘受したこともありうるからである。また飛躍した推論になるが、日本を「黄金の国」とする風聞が西方世界に伝わったのは、案外こうした日本産出の金を中央アジア出身の色目人財務官僚を擁する元朝が希求したことに起因するかもしれない。

ついで野心ある臣下（要功生事之臣）が東征を主張し、軽率にもその謀議を用いたという。ここで『蒙兀児史記』劉宣伝には「范文虎・程鵬飛、実に創（はじめ）めて議する者」と注している。すなわち日本遠征を言い出したのは范文虎・程鵬飛ら旧南宋軍の將軍・軍官で元朝に降った人物とされる。かつて世祖の信任厚い耶律希亮はその言葉を旧南宋の降將たちに伝えた。

(至元) 十(二)「三」年、南宋を平定すると、世祖は耶律希亮に命じ南宋の降將たちに対して日本を討伐すべきかどうかを問わせた。夏貴・呂文煥・范文虎・陳奕らは皆な伐つべしと云った。そこで希亮は奏してこう言った。「宋は遼・金と戦争をして三百年にもなり、いま戦火がようやく収まり人々は肩をやすめることができたとす。数年経つてから軍をおこしても遅くはないでしょう」。世祖はそれをもっともだとした。⁽²⁷⁾

これは世祖フビライが南方からやって来させた旧南宋の將軍たちを引見した際に日本遠征への覚悟のほどを問いただしたものに相違ない。周知のように范文虎は日本遠征に重要な任務を担った。但し『蒙兀児史記』が注して程鵬飛の名を挙げるのは劉宣上言に近い時点における程鵬飛の言動に基いているらしい。即ち至元二十年に日本遠征の軍議に参加したり、同二十二年に湖広行省平章政事であった彼が日本遠征に伴う人事につき建議したことを指しているようである。⁽²⁸⁾

江淮・両浙地方で海船を建造させてその負担が非常に過重であった様子が記されている。造船の負担については⑥の冒頭にも見えるが、④は日本遠征の始終を回顧する観点から論じたものと解釈するよりない。日本遠征に関わる江南の造船についての大きな記事はつぎに掲げる二つである。

・(至元十六年二月甲申)、以征日本、勅揚州・湖南・贛州・泉州四省、造戦船六百艘。(『元史』卷一〇、世祖紀)

(至元十六年二月甲申)、日本遠征のために、揚州・湖南・贛州・泉州四省に勅し、戦船六百艘を造らせた。⁽²⁹⁾

・(至元十九年九月) 壬申、勅平灤・高麗・耽羅・揚州・隆興・泉州共造大小船三千艘。(『元史』卷二二、世祖紀)

(至元十九年九月) 壬申、平灤・高麗・耽羅・揚州・隆興・泉州に勅し、あわせて大小船三千艘を造らせた。

なお高麗等における造船、並びに安南・爪哇など南海遠征に関わる造船も重要なものはいうまでもないが、ここでは劉宣上言に関わることに限定する。劉宣がいう「江淮・両浙」の表現は前者の記事に見える地域の広大さと必ずしも合致しないが、論説としての行文の都合上のことをとらえておく。地域名が必ずしも厳密に書かれないことは時にあること

である。⁽³⁰⁾海船建造の事業が材木の伐採から造船場への運搬に至るまで非常な負担となっていることに具体的に言及し、さらに造船のみならず種々の軍需物資の供出もあって、通常の徭役負担のある一般民戸が窮状に陥つていようたっている。

(a)の最後には第二次日本遠征の悲惨な結末とその後の政府の措置について批判的な見解が示される。日本の海岸に到着したところ戦端を開く前に風波により船舶が損壊したと言っているのは通説に合致する。船舶の損壊のために兵士十万余人を島(荒山)に残す羽目になり敵に斬殺され、さもなくば餓死する結果となった。これは『経世大典』日本(従って『元史』日本伝も同じ)に見える「棄士卒十余万于山下」の記述と同じである。それは遅れて元朝に帰り着いた敗残兵の干間の報告であった。⁽³¹⁾兵士のほか水手などの船員を合せての数え方などあるが、高麗からの東路軍四万と江南軍十万、あるいは合計して十五万の数え方は元朝・高麗・日本の諸史料に概ね共通してみられるから、島に遺棄された兵十万とは数に多少の誇張があったとしても確かに壊滅的な大損害に違いない。范文虎らが率いた江南軍(新附軍)に多くの死者を出したことも推察される。『癸辛雜識』続集下「征日本」に「全軍十五万人、帰者不能十之一」とあるのも甚大な人的損害の表現のひとつである。

たとえ暴風のために失敗したとしても、遠征の指揮を執った將軍たちにこの大損害の責任が問われないはずはない。そのあたりの深刻さは『経世大典』も取り上げるところで、筆者は前稿において范文虎ら將軍らが責任を自覚していたのは明らかだが、何らかの処罰はあれ刑罰が適用されるまでのことはなかっただろうと論じた。劉宣の上言によれば「輸錢贖罪」つまり罰贖で済ませたもので、戦役の犠牲者家族に何らの優遇もないのと比べて非常に不公平であると主張している。

(b)にはまず至元十九年冬に四処行省が膠河の糧船千隻を建造させ、ついで江南・平瀨で日本遠征のための海船を建造

させ、江南の民を騒がせたという。膠河の糧船とは江南の米糧運搬船が山東半島先端の難所を避けるために半島を横断掘削された膠萊運河を通行する船である。ともに前掲の至元十九年九月壬申の勅を承けて実施されたものであろう。³³ また四処行省とは何を指すのであろうか。上言の文脈では江南の負担の過重を取り上げているから、四処行省での造船といえは前掲の至元十六年における揚州・湖南・贛州・泉州の四省が念頭に浮ぶが、それほど答は簡単でない。至元十九年九月壬申の勅には江南地方について「揚州・隆興・泉州」とあるが、四処行省には湖広地方（湖南）が足りない。至元二十年の御史中丞崔彧の上言中に「江南四省」とあったが、それは江淮・福建・江西・湖広の各行省を指すとみたい。³⁴ ①の造船についてもみたように、上言がどこまで地理的厳密さで書かれたかが不明であることに加え、この当時の行政区画の変遷が複雑、頻繁であることから疑問として後考を俟ちたい。³⁵ 「辛蒙停息」とあり「又議大挙」とあるのは第三次日本遠征計画が一度は中断されながら再び議に上ったことを意味するだろう。

ついで北中国の漢軍が相次ぐ戦役のため弱体化しているという。即ち襄陽包圍戦から始まる南宋討伐戦、南宋の残党を広東まで追撃した掃討戦（その最終戦がいわゆる厓山の戦）、占城・交趾などヴェトナム遠征などである。江南諸路で各種の徴収の負担に言及したあとに、旧南宋軍を再編成した新附軍の疲弊を取り上げる。老病逃亡や戦傷のほか、第二次日本遠征で精銳を失い、新規徴収の兵士は戦闘に不慣れで役に立たないという。

②の最後の段には、「南方を経営し、兵を用いて四十余年、中国幾ど疲乏を致す」とある。「四十余年」とは何だろうか。『蒙兀児史記』劉宣伝にはここに注して「自甲午年平金後始」とする。金が滅びたのは甲午の年（金・天興三年、蒙古・太宗六年、一二三四）であり、劉宣上言は至元二十二年（乙酉、一二八五）であるからほとんど五十年である。ここはおそらく金滅亡後に蒙古と南宋とが国境を接し、淮西・湖北・四川方面で軍事衝突が起ころうになったことを指しているであろう。

南中国の経営が容易ならざることを論じ、旧南宋領の人々は決して心服しているわけではなく、ただ元王朝の軍事力の前におとなしくしているだけだと喝破している。ついで江淮の先進地域と陸梁（本来は広東西地方を意味する）の後進未開地域ともにそれぞれ聚衆叛乱の恐れがあるというが、ここに「其鎮守官軍」の五字があり、あとの部分は欠落している。ここは劉宣上言の構成で見たとおり、『呉文正公集』の成化刊本でも復元できなかった。筆者は翻訳部分で仮に「」のなかに適当な文章を挿入しておいた。『蒙兀児史記』劉宣伝でも敢えて意を汲んでつぎのように作文している。

其鎮守官軍、設不足以資彈压、則如之何。

其の鎮守に当る官軍が、もしも叛乱を抑える助けにならないとすれば、一体どうしたらよいだろう。

③でははじめに東南アジア方面への遠征と日本遠征を対比的に論ずる。占城・交趾討伐には官民あげて大騒ぎとなり、広東地方では叛乱も起こった。この際は「湖広・江西」兩行省地域が主たる徵発対象となった。⁽³⁶⁾ 政府軍は疫病のため死傷者が半分にもなり、それでも引くに引けない事態に陥っている。交趾のような小国に対して元朝は親王（世祖の第九子、鎮南王脱斡^{トゴン}）に軍を率いて侵攻させたが成果なく、將軍の唆都は戦死した。このように陸続きの東南アジアの二国への遠征でも問題が大きいのに、はるかに海洋を隔てる日本遠征は比べようのないほどの困難がともなうという。

ついで第二次遠征失敗の経験を踏まえて日本遠征について論ずる。島国の海岸に到達して、たとえ大風波に遭わなかったとしても、日本は国土も広く民も多くその軍隊が結集してきたときに我が方には援軍がない。その援軍も海を渡って急派することは不可能である。援軍の急派を構想せざるを得ないような困難な事業であることを第二次遠征から学んだわけである。元朝の人士が日本の国土と人口にどれほど確かな情報を有していたかは不明であるが、戦敗の経験から日本について並々ならぬ印象を抱いたと思われる。

最後に過去の中国王朝の隋と唐が高句麗に攻め入った歴史⁽³⁸⁾と対比して結論を導く。原文には高句麗の国都平壤は陸地

にあり、中国の中心地域からさして遠くもなかったのだが、それでも「以二国之衆加之、尚不能克（二国の衆を以てこれに加うるとも、尚お克つ能わず）」とある。二国とは隋と唐を指すだろうが、その句の少し前に「非二国可比」とあってこちらは占城と交趾を指すから一連の文章としては不自然である。しかも過去の中国王朝につき高句麗との関係において「二国」と称するのも適切とは思えない。そこで屠寄は『蒙兀児史記』劉宣伝でその部分について「隋・唐兩朝以大兵加之、尚不能克」と文を改めて違和感を克服しようとした。このように劉宣は、朝鮮半島と対比して日本が遙か海洋の果てに存在することを遠征討伐の最大の障碍と結論づけた。まさに主張の核心といべきである。

劉宣上言の全体を見ると、歴史的に考察しまた現実に即して具体的に日本遠征実施の困難を詳論したところは注目すべき特色である。但し筆者は、曲折はあれ着実に準備を積み重ねてきた第三次日本遠征計画を世祖に断念させるような万全で決定的な説得力が劉宣の上言に備わっていたとばかりには考えていない。確かに我々は劉宣の上言内容から彼が力説してやまない論拠を理解できる。しかし実際のところ世祖にとつては後継者として確実であった皇太子真金チンギスが至元二十二年十二月丁未（十日）に四十三歳で死去したことが打撃であり、これが世祖をして日本侵攻への執着心を失わせ、時をおかずに——ひと月足らずで——日本遠征を中止させた側面があるかと考えている。前述したように、日本遠征推進の影の存在であった阿合馬が思いもかけず謀殺された状況、第二次遠征挫折ののち仏教僧を日本遣使に起用するという大きな方針転換もすであつた。世祖の旧臣・老臣である劉宣の意見に従つたとするのは一種の飾りの理由付けだった可能性もあろう。

三 劉宣の立場とその死

至元二十二年に日本遠征中止を提言した劉宣は、わずか三年後の至元二十五年に悲劇的な最期を迎える。ここでその生涯を振り返ることを通じて彼がどのような立場で世祖期の政治に関わったか、そして日本遠征中止の上言はいかなる背景のものになされたかについて考えてみたい。文末の表「劉宣と日本」を参照されたい。

劉宣は代々山西の人である。先祖は潞州（太原の南）に住んだが、「出戍」に因り忻州（太原の北）の忻口鎮に居住したというから、やはり北からのモンゴルの脅威に備える金の部将あるいは官人の家であったと考えられる。金末に黄河の南岸の陝州に退避している時に劉宣は生まれ、金朝が滅亡してのち忻州、さらに太原（モンゴル初期には太原路、元・大徳九年（一三〇五）に冀寧路と称す）に戻った。彼がモンゴルに仕えるようになったのは同郷の張德輝（一一九五―一二七四、冀寧・交城の人、世祖即位時に河東南北路宣撫使）の推薦を受けたからであった。張德輝は『元史』卷一六三の本伝や『元朝名臣事略』卷一〇に引用される張德輝の行状によって知られるように、潜邸時代（部屋住み）の世祖から知遇を得て、世祖に中国的行政についてアドバイスをし、また旧金朝治下の実務家タイプの人材を多数推薦した。世祖即位後の劉宣については王惲『秋澗先生大全文集』卷八〇、中堂事記に記録があらわれる。即ち中統元年（一二六〇）草創の燕京行省（中書省の前身）の組織・名録を記す末尾に「到省聽任人員」十二人が挙げられるがその四番目に見えてい⁽⁴²⁾る。至元五年（一二六八）には御史台創設の議が持ち上がり、金末に御史台掾の経歴のある張德輝を侍御史として起用しようとしたが、彼は老齢を理由にこれを辞退し、風憲の官に相応しい人材二十人を推薦した。しかしその中には劉宣の名はなかった。同じころ劉宣は秦長卿とともに宿衛に勤務していた。尚書省が立てられ阿合馬が絶大な権力を握ったときに、秦長卿は阿合馬の危険性を告発する激越な上奏文を提出したため、かえって恨みを買って誣告を被り獄吏に

よつてあえなく殺害された。⁽⁴⁴⁾阿合馬が主導して中書省のほかは財政の府として尚書省を立てその宰相となつたのは至元七年であつた。ここに劉宣の名が同僚として挙げられているのはともに権臣に対する反対者あるいはその犠牲者であつた点に共通性を認めたからに他なるまい。

劉宣は巡行勸農副使の任期を終えて至元十二年（一二七五）、中央政府の戸部郎中となつたが、じきに行省郎中として伯顔・阿朮の指揮下に入り南宋攻略戦に従軍した。揚子江を下りつつ糧秣補給や軍紀維持に努め征服戦の円滑な遂行に尽力し、ついに丞相伯顔に命じられ宮闕に赴いて世祖に勝利の報告をもたらしした。世祖はその応対ぶりがすこぶる気に入る賜物とともに褒めの言葉があつた。⁽⁴⁵⁾知松江府から同知浙西宣慰司事となり、五年の在任期間中に地方行政に多大な足跡を残した。「元史」本伝並びに劉宣行状にはその足跡の内実に直接言及しないものの、関連して劉宣に言及する記録があり多少の事実を確認することができる。まず『元史』卷一六七、張礎伝には至元十四年以後のことであるが、浙西の遂安県での一揆平定に劉宣と協同して出兵した時のエピソードが載せられている。⁽⁴⁶⁾また『元史』卷一五二、張懋伝には、豪強といわれる有力者をも恐れない張懋の地方行政の手法を部使者の劉宣が評価したと伝える。ここは張懋の官歴からみて、劉宣が同知浙西宣慰司事に在任中のことと思われる。⁽⁴⁷⁾さらに『元史』卷一一、世祖紀には至元十七年四月癸酉の条には「杭州宣慰司官四員を定め、游顕・管如徳・忽都虎・劉宣を以てこれに充て」たとの記事がある。四人とも浙西道宣慰使などに任じたものであるが、このことが何を目的とするかはいまひとつ判然としない。在任中もつとも重要なのはつぎの『元史』卷一九、世祖紀、至元十九年（一二八二）五月の記事である。

己巳、遣浙西道宣慰司同知劉宣等理算各塩運司及財賦府茶場都転運司出納之數。籍阿合馬妻子親屬所營資産、其奴婢縦之為民。罷宣慰使所帶相衛。壬申、鎖繫耿仁至大都、命中書省鞠之。

己巳（十一日）、浙西道宣慰司同知の劉宣らを遣わして各塩運司及び財賦府、茶場都転運司の出納の数を検査させ

た。阿合馬の妻子と親属が経営する資産を登録没収し、その奴婢は解放して一般民の身分とした。宣慰使が兼帯していた宰相の職は廃止した。壬申（十四日）、耿仁を首枷で拘束して大都に護送し、中書省に命じて訊問させた。

前述のように阿合馬が謀殺されたのはこの年三月一日であったが、翌月からはたちまち生前の阿合馬専権とその諸施策に対する批判が強まってくる。阿合馬の政治力に信頼を寄せていた世祖は当初その悪行を容易に信じようとしなかった。しかし孛羅なるものに相談した末にその罪悪をつまびらかに知って大いに怒り、王著が阿合馬を殺したのもっともだとし、遂に棺を破って阿合馬の尸を都城の門外に晒して犬が喰らうに任せるに至った。阿合馬親族一党に対する弾圧はもはや容赦がなくなつた。五月一日の時点で中央政府の官員（省部官）のうち阿合馬の党人と目されるもの七百十四人のうちすでに百三十三人が罷免されていたが、残りの五百八十一人を追加で罷免することとし、官吏登用法（選法）を改正し「黒簿」（ブラックリスト）を作つて阿合馬の党人を排除していった。阿合馬専権時に設けられた官府二百四所のうち、三十三所は存続させるが残りは閉鎖と決まり、江南の十五道に設置されていた宣慰司も四道を行省に昇格させて存続するほかは全て廃止となつた。

劉宣が会計査察した浙西地方の財政関係の役所も阿合馬の利権がらみの疑惑があつたことであらうし、その家族や親族の資産・奴婢に対する措置はまさに阿合馬一族の徹底的な追い落としに帰結した。六月に阿合馬の妻・子・婿の奴婢と財産を没官したのは、当然劉宣の調査に基いてのことである。阿合馬の長子の忽辛（江淮行省平章政事）はじめ男子は極刑に処せられた。阿合馬腹心の高官に対しても厳しく追及された。張惠・阿里・郝禎・耿仁らはいずれも中央政府の宰相に任じられたものたちである。このうち耿仁こそ日本など海外諸国との沿海交易をはかり、国内で流通を禁止されていた銅銭を活用して海外の金・珠などの物資に交易する政策を推進した中心人物にほかならず、しかもこの措置が実施されたのは至元十九年であった。同年四月、中書左丞であった彼は位下領の長官人事制度の改革について提言し

て世祖によって裁可されてもいる⁽⁵⁵⁾。しかし阿合馬党への糾弾の嵐の前に抵抗するすべもなく、耿仁は五月十四日急転直下で失脚し、九月五日に誅殺されてしまった⁽⁵⁶⁾。

劉宣が同知浙西道宣慰司事（浙西宣慰司同知）として阿合馬の一族一党の摘発の先頭に立ったとすれば、わけても阿合馬の長子、江淮行省平章政事の忽辛⁽⁵⁷⁾に対する摘発にも深く関与したことは疑いなかろう。忽辛の党与として江淮行省参知政事の馬璘も罷免された⁽⁵⁸⁾。江淮行省また浙西道といえは沿海部を含めて当時の経済の先進地域であり、阿合馬や忽辛はそこで各種の利権を手中にしたと推測される。やがて劉宣は江淮行省参議（参議江淮行省事）に転じた。彼自身が富裕な官人を志向するはずもなく、忽辛一派肅清後の江淮行省の建て直しの一端を担ったものと考えられる。間もなく彼は御史台系の江西湖東道提刑按察使に転じたのち、本稿の始めに述べたように、中央に引き上げられて礼部尚書から吏部尚書に任じられ、集賢学士となったのである。

劉宣が江南を去ったあと江淮に登場するのが忙兀台^{マンクタイ}である。蒙古・達達^{タタール}児氏の忙兀台は父祖以来の名家の出身であり、南宋攻略戦に従軍した。至元十二年に行両浙大都督事となり、翌年に閩広大都督・行都元帥事に任ぜられて福建を南下しつつ宋の二王追撃戦に従事した。官職は福建行省右丞から、至元二十一年に江淮行省平章政事となった。彼が日本遠征の案件と多少関わりあるのは、至元二十一年に福建の海賊陳義の帰順を受け入れた際に日本遠征用の戦艦の提供があったこと⁽⁵⁹⁾、至元二十三年に私塩を商う海島の民を懐柔して日本遠征のために「水工」として雇うことを提議し、同年日本遠征が中止となると戦艦を海運事業に振り向けるよう請願したことである⁽⁶⁰⁾。彼は至元二十二年には江淮行省左丞相に昇った。以上の閩歴は『元史』卷一三一、忙兀台伝に見えるところである。この忙兀台との確執の末に劉宣は死地に追い込まれるのであるが、その背景や経過は単純ではなかった。劉宣の行状によって事の推移を見てゆこう。

至元二十二年には盧世栄が経済官僚として登場するが、その背後にはすでに桑哥^{サンガ}の力が働いていたとみられる。やが

てその桑哥が中央政府の表舞台に現れて、阿合馬がかつて行ったように、至元二十四年に中書省のほかには尚書省を立ててその宰相（平章政事）に就任し、じきに最高位の右丞相に昇った。当時、桑哥は紙幣としての信用を失っていた中統鈔に代わって新たに至元鈔を発行する鈔法改革に着手していたが、それが経済の中心地の江淮地方でうまく推進できていない。そこで桑哥は江淮行省内に中央の政策を妨げる官吏がいるとして、劉宣と兵部郎中の趙孟頫ちやうぼうを派遣して厳に官吏を処罰させようとした。二人は江淮行省を牛耳っているのが忙兀台と分かっていたから、大局的判断から誰も摘発せずには帰っていった。これには桑哥は大いに不満であった。⁽⁶¹⁾

至元二十五年、劉宣は集賢学士から江南行台御史中丞に任ぜられ行台のある建康（今日の南京）に赴いた。平素専横のふるまいが多かった忙兀台は行政官の不正を糾察する御史台や提刑按察司など台憲官をかねてうとましく思っていたから、江淮行省のある揚州を劉宣が通過するこの機会をとらえて旧交を温め懐柔しようとした。ところが劉宣は御史の立場を心得て警戒して素通りしてしまつたから、忙兀台はいよいよ彼に対して猜疑心を増すことになつた。⁽⁶²⁾

ある日、江南行台御史大夫が御史中丞はじめ大勢の御史達と共に建康城外に出て軍船を点検した。監察御史の張諒が軍船に葦を積んでいるのを見咎め、調べると行省御用というので揚州に行つて事実関係を調べることになつた。これを知つた忙兀台は大いに怒り行台に仕返しを策した。まず御史大夫の父が地方官に任じているのを弾劾した。また悪党を建康に差し向けて行台の不始末に難癖をつけて騒ぎ立てると、行台の人々は怯えてこっそり弁解を申し出たりした。ただ劉宣だけは毅然として動じなかつたので、忙兀台の劉宣に対する怨みはいよいよ深く、彼の子を巻き込んでこれを揚州の獄に繋いだ。さらに建康の酒務・淘金などの経済関係の役所の官や過去に処分を受けた録事司官を使って行台の錢糧がらみの不正事案を仕立て上げて中央に告発した。そのうえ権力者の桑哥に賄賂を贈つて劉宣を必ず死地に追いやるうと画策した。⁽⁶³⁾

桑哥專權の財利偏重の風潮のもとでは台憲は面倒で手強い存在であったから、中央から官員二人を行省に派遣して取調べすることになり、とうとう劉宣と六人の御史が逮捕された。劉宣はことに備えてメモを作り嚴封して従子の劉自誠に手渡した。彼が護送の舟に乗ると行省側は軍船で監視し両岸では護衛兵を並べて駆りたてた。にぎにぎしい鉦太鼓と旗の列が数里も続き見聞きする者を怖れさせた。揚州に到着するとたくさんの兵が取り囲み入城することもできず、同行の御史たちも離れ離れにされて相互に連絡できないようになった。ついに九月一日、劉宣は舟の中で自決した。⁶⁴

劉宣の絶筆をひらいてみるとこのようであった。「大臣を怒らせて罪をでっち上げられた。処分済みの小人と言葉を交わして弁明したり、膝を屈して仇の前でご機嫌などとれるものか。台臣たる身、義として屈辱を受けられぬからには、自決して当然だ。ただこの身を国に捧げて死ねないのが無念だ。あ、天よ、この心を鑑みられよ」⁶⁵。そのほかに公文書の草稿が残っていて忙兀台の罪状が記してあった。後にそれを見ると塗り潰しや記号があつて文章は判読しにくいものだった。

劉宣赴任の前まで治書侍御史であつた霍肅は劉宣を高く評価し、また事件の背後に張斯立がいたことを弁じている。劉宣がかつて参議江淮行省事だつた時に張斯立は同省の員外郎で同僚であつた。桑哥が江淮地方で新鈔法がうまく機能しないのに苦慮し忙兀台の責任を追及する構えを見せると、忙兀台は実際に新鈔法に抵抗しているのは江淮行省の左右司郎中の張斯立であるとして、劉宣と趙孟頫に張斯立を摘発させることで苦境を逃れようとした。ところが前述のように劉宣らは動こうとしなかった。なお劉宣自身は元來鈔法に対する批判的見解を有し、^③（至元二十三年、更鈔用錢の議）に見えているが、ここでは取り上げないでおく。かくて忙兀台は赴任してきた劉宣に矛先を向けた。もちろん背後に権臣桑哥の圧力があつて、忙兀台はそうするよりなかつたわけである。彼は劉宣が罪の重いことを自覚するが故に自殺したまでだと中央に報告した。霍肅は、張斯立が劉宣の心遣いも知らず権力者に与して劉宣を死に追いやり恩を仇で

返したと憤慨しているのである。霍肅自身、劉宣の冤罪を晴らそうと努力したがうまくゆかなかつた。延祐四年（二三二七）に至りようやく従子の劉自持の訴えが認められて劉宣夫妻への追贈・追封が実現して名誉回復は成った。⁽⁸⁶⁾ 吳澄は劉宣の死の翌年（至元二十六年）に建康（金陵）に至り、みずから劉宣の事績を聴き取り霍肅の記録と合致することを確認して感涙を催している。⁽⁸⁷⁾ 一方、張斯立（字は可与、濟南・章丘の人）はその後政争に関わって浮沈も味わつたが、⁽⁸⁸⁾ 中書參知政事から左丞で官歴を終え、書画の蒐集など文化人としての足跡も残している。

吳澄が書いた劉宣の行状には時の権力者の名前をストレートに記すことを避けていた。阿合馬は「姦回」、桑哥は「姦邪」あるいは「權姦」、忙兀台は「元惡」とあり、張斯立も「郎中某」とあつた。『元史』その他の後世編纂の史料ではそれらを解きほぐして実名を出している。劉宣一代の言動の記録をたどれば、官僚間の党争と関わりがあるのが見てとれる。忙兀台（忙兀帶）にしても、至元二十五年に桑哥の意向により江淮行省（行尚書省）管内の権限を独占して理算といわれる徴税強化策の一翼を担っている。⁽⁸⁹⁾ 劉宣は確かに阿合馬や桑哥に連なる人脈と対極にいた。しかも抵抗の末に死を迎えたことから、權臣一派に反対した典型的な人物であると見なされ、その人生を肯定的に評価し顕彰する傾向も生じたのである。

む す び

使者を遣わして通好を実現すること、軍事力を行使して遠征事業を達成しようとするなど、日本に対する積極策が世祖期に推進された。本稿では劉宣の上言を個別の問題として論じるとどまらず、政治史、党派の争いの関連で捉え直す視点で考えてみようとした。世祖期において阿合馬が権力の座にあつた期間はかなり長い。日本遣使から始まつて二次にわたる日本遠征は、阿合馬が政府内部で重きをなした時期に行われ、阿合馬亡きあとに第三次日本遠征は実行

されなかった。これは結果論であるともみられようが、日本遠征に反対する劉宣の言説や行動の軌跡からたどった仮説である。

またこうも言おう。モンゴル・元朝の日本に対する積極策は日本をして元朝流のアジアの場に否応なく引き出そうとするものであった。筆者は、世祖が思い描いたかもしれない帝国の夢実現を一時は支えた阿合馬や耿仁の言い分をも聴いてみたいと思う。それが困難である以上、彼ら権臣に抵抗した劉宣らの言い分を割引きしながら理解しこれを歴史的に位置づけようと試みたのである。

注

- (1) 『経世大典』にみる元朝の対日本外交論（『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要』史学編第一六号、二〇一七、所収）参照。
- (2) ここに「二十三年」とあつては、③に「二十三年」とあるのと重なるから不自然である。
- (3) 本集四九卷、外集三卷、成化二十年序刊本、また『草廬呉文正文集』・『臨川呉文正文集』ともいう。『元人文集珍本叢刊』（二九八五、台湾・新文豊出版公司）所収。蓬左文庫蔵本は成化刊本の別の刷りである。なお乾隆刊本『呉文正公集』でも至元二十二年とする。
- (4) ほかに清・邵遠平『元史類編』では「至元中」とし、清・魏源『元史新編』では「二十三年」とし、民国・柯邵恣『新元史』と『蒙兀児史記』では「二十二年」とする。『元詩選癸集』には「二十三年」とある。

(5) 『元史』卷一七四、張孔孫伝にいう。

至元二十二年、安童復入相、言于帝曰、「阿合馬顯政十年、親故迎合者、往往驟進、擡頭位、独劉宣・張孔孫二人、恬守故常、終始如一。」乃除宣吏部尚書、孔孫礼部侍郎、尋陞孔孫礼部尚書、擢燕南提刑按察使。

但しこの記事を①と対比して考えると、劉宣が拔擢されて就任したのは吏部尚書ではなく礼部尚書であり、劉宣がほどもなく吏部尚書に転じたのに伴って張孔孫が礼部尚書に昇格就任したのであろう。

(6) 池内宏『元寇の新研究』(一九三二、四一四頁)には②を引用したあとに、「又た交趾征伐に関する上言の中にも、既に停罷せられた東征の役に言ひ及んでゐる」と①に言及する。しかし①については百衲本『元史』によって「至元二十三年」とする。なお池内氏の執筆時には『蒙兀児史記』はまだ現れていなかった。

(7) 『元史』卷二〇三、張康伝(方伎)にいう。

(至元)十九年三月、盜果起京師、殺阿合馬等。帝欲征日本、命康以太一推之、康奏曰、「南国甫定、民力未蘇、且今年太一無算、挙兵不利。」従之。

(8) 『元史』卷二二、世祖紀にいう。

(至元)二十年正月乙丑、以阿塔海以旧為征東行中書省丞相。……(四月)癸卯、授高麗国王王(暅)「征東行中書省左丞相、仍駙馬・高麗国王。」

(9) 『元史』卷九一、百官志、征東等処行中書省にいう。

至元二十年、以征日本国、命高麗王置省、典軍興之務、師還而罷。

(10) 『元史』卷二〇八、日本伝にいう。

(至元)二十年、命阿塔海為日本省丞相、与徹里帖木兒右丞・劉二拔都兒左丞、募兵造舟、欲復征日本。淮西宣慰使

昂吉児上言民勞、乞寢兵。

昂吉児の上言については拙稿『経世大典』にみる元朝の対日本外交論（注（一））参照。

（11）『元史』卷二二、世祖紀にいう。

（至元二十年五月甲子）、御史中丞崔彧言、「江南盜賊相繼而起、皆緣拘水手造海船、民不聊生、日本之役、宜姑止之。江南四省必辦軍需、宜量民力、勿強以土產所無。凡給物餽及民者必以實。招募水手、當從所欲。伺民之氣稍蘇、我之力粗備、三二年復東征未晚。」不從。

『元史』卷一七三、崔彧伝にいう。

又言、「江南盜賊相挺而起、凡二百余所、皆由拘刷水手与造海船、民不聊生、激而成變。日本之役、宜姑止之。又江（西）南（南）四省軍需、宜量民力、勿強以土產所無。凡給物餽与民者、必以實、招募水手、當從其所欲。伺民氣稍蘇、我力粗備、三二年後、東征未晚也。」世祖以為不切、曰、「爾之所言如射然、挽弓雖可觀、發矢則非是矣。」

崔彧伝に見える世祖の言葉は「汝の言うことは弓射のようだな。弓をひくところは見栄えがよくとも、実際に矢を放つとなればそうはいかないのだ」との意味であろう。

旗田魏氏は江南の諸叛乱について、「たしかなことは、こういう一揆・叛乱によって、遠征準備の続行が不可能となり、ついに中止されたことである。さきに至元二十年の五月、東征準備を中絶させた中国民衆は、再開された東征準備をもつぶしてしまった」と論じた（『元寇―蒙古帝国の内事情―』一九六五）。筆者は江南の少数民族の視点からこれを論じたことがある（『元初の畬族の叛乱について』『香川大学一般教育研究』二五、一九八四、所収、のちに『元代江南政治社会史研究』一九九七、所収）。

（12）『元史』卷二〇三、田忠良伝（方伎）にいう。

(至元)二十年、将征日本国、召忠良扨日出師、忠良奏曰、「僻陋海隅、何足劳天戈。」不聽。
 『朝鮮史略』卷九にいう。

(忠烈王)九年、元欲復征日本。本国人庾賈言於帝曰、「以蛮夷攻蛮夷、中国之勢也。請令高麗・蛮子征日本、勿遣蒙古軍。又令高麗備兵糧二十万碩。」帝許之。

(14) 『元史』卷一六五、管如徳伝にいう。

(至元)二〔十〕年、丞相阿塔海命馳駢奏出征事。入見、世祖問曰、「江南之民、得無有二心乎。」如徳対曰、「往歲旱澇相仍、民不聊生、今累歲豊穰、民沐聖恩多矣、敢有貳志。使果有貳志、臣曷敢飾辭以欺陛下乎。」帝善其言、且諭〔論〕之曰、「阿塔海有未及者、卿善輔導之、有当奏聞者、卿勿憚勞、宜馳捷足之馬、來告於朕。」

なおここに二十年と校しているのは標点本『元史』(中華書局)による。同書には「従道光本補」とある。時期はやや下るが、『元史』卷一四、世祖紀至元二十四年五月壬寅条にいう。

沙不丁言、「江南各省南官多、每省宜用一二人。」帝曰、「陳巖・呂師夔・管如徳・范文虎四人、余従卿議。」

(15) 『元史』卷二二九、来阿八赤伝参照。ここに引用の史料及び初期の漕糧体制と西夏の人阿八赤の役割については拙稿「元初における海事問題と海運体制」(『東アジア海洋圏の史的研究』二〇〇三、所収)参照。

(16) 『善隣国宝記』の愚溪如智「接待庵記」にいう。

癸未八月、欽奉聖旨、同提舉王君治奉使(和)倭国、宿留海上八箇月、過黒水洋遭颶風云々。半月後、忽飄至寺山之外、幸不葬魚腹、大士力也。甲申四月、又奉聖旨、同參政王積翁再使倭国。五月十三日、開帆於郵、住耽羅十三日、住高麗合浦二十五日、七月十四日、舟次倭山对馬島云々。危哉此時也、非大士孰生之云々。

拙稿「第二次日本遠征後の元・麗・日関係外交文書について」(『東方学報』京都第九〇冊、二〇一五、所収)参照。

(17) 『鎌倉大日記』弘安二年の条に無学祖元のことを伝えていう。

時宗遣使于大元、招禪僧有名者、明州太守以祖元充之。

(18) 『延祐四明志』卷二、職官攷、慶元路総管府にいう。

総管

洪模 驃騎衛上將軍、至元十三年八月、以広南宣撫使兼府尹。

王剛中 中奉大夫、至元十五年八月、之任兼府尹。

游介実 嘉議大夫、至元十五年十月、之任兼府尹。至元十八年十二月、得代。

慶元路総管府の長官として蒙古人・色目人が任ぜられる達魯花赤もあるが、こうした問題の処理には漢人・南人枠の総管を想定するのが適当と考える。また大きい路（上路）については大都路総管兼大興府尹、南京路総管兼開封府尹などが典型的であるが、ほかは某路総管兼府尹とするのが例であった。『元典章』七、吏部卷一「内外文武職品」の条に、正三品・外任・民職として「上路総管兼府尹」とある。

(19) 拙稿（注（16））参照。

(20) 『元史』卷一三、世祖紀至元二十一年正月甲戌（二十五日）条にいう。

遣王積翁齎詔使日本、賜錦衣・玉環・鞍轡。積翁由慶元航海至日本近境、為舟人所害。

この文の後半には王積翁の船出から乗組員により殺害されたことが併せ記録されている。王積翁の死は至元二十年七月十五日であった。付言すれば、この王積翁遣使の失敗はどうかやら海船を強制徴発された船主・船頭の不満に原因があったと考えられる。

(21) 『元史』卷一三、世祖紀にいう。

- (至元二十一年二月辛巳(二日)、罷高麗造征日本船。……(五月)壬子(五日)、拘征東省印。
- (22) 『元史』卷二〇八、日本伝にいう。
- (至元)二十三年、帝曰、「日本未嘗相侵、今交趾犯辺、宜置日本、專事交趾。」
- (23) 『高麗史』卷一三〇、趙彝伝(叛逆)、同卷二六、元宗世家、『朝鮮史略』卷八、高麗紀、参照。
- (24) 『元朝名臣事略』卷一〇、張德輝にはその行状史料に基いてつぎのようにいう。
- 有旨、令趙彝使日本、命都堂議勅高麗詔以進。公曰、「趙彝本宋人、万一所言不實、恐妄生辺費、貽笑遠邦。」明日、同宰執奏之、遂止。
- (25) 『莊子』雜篇・讓王篇にいう。
- 今且有人於此、以隨侯之珠、彈千仞之雀、世必笑之。是何也、則其所用者重、而所要者輕也。夫生者、豈特隨侯之重哉。
- (26) 拙稿『経世大典』にみる元朝の対日本外交論(注(1))参照。
- (27) 『元史』卷一八〇、耶律希亮伝にいう。
- (至元)十(二)〔三年、既平宋、世祖命希亮問諸降將、日本可伐否。夏貴・呂文煥・范文虎・陳奕等皆云可伐。希亮奏曰、「宋興遼・金攻戰且三百年、干戈甫定、人得息肩、俟数年、興師未晚。」世祖然之。
- 耶律希亮は祖父耶律楚材・父耶律鑄を継いだ元初の有力官人。『元史』本伝の文は耶律希亮の神道碑(『危太樸文統集』卷二、所収)から採ったもので、文集にはたしかに「十二年」とある。『元史』編纂時に補正しなかったのだろう。なお清末の『元史』校本では「十三年」とし、『元史類編』『蒙兀児史記』『新元史』でも「十三年」に改めている。
- (28) 『元史』卷一一、世祖紀至元二十年四月乙巳条にいう。

命枢密院集軍官議征日本事宜、程鵬飛請明賞罰、有功者軍前給憑驗、候班師日改授、從之。

また『元史』卷一二二、虎都鉄木祿フトルクテムル（劉漢卿）伝にいう。

平章政事程鵬飛建議征日本、奏漢卿為征東省郎中。帝顧脫因納、若曰、「鵬飛南士也、猶知其能。姑聽之、候還、朕自録任。」征東省罷、徵漢卿還。丞相阿里海牙以湖広行省機密事重、含漢卿無可用者、遣郎中岳洛也奴奏留。從之。

(29) これに関連して泉州に居た蒲寿庚が造船負担の軽減をうったえて許された記事がある。『元史』卷一一、世祖紀にいう。

（至元十八年二月己丑）、福建省左丞蒲寿庚言、「詔造海船二百艘、今成者五十、民實艱苦。」詔止之。

(30) 『牧庵集』卷一九、賈居貞の神道碑にいう。

（至元）十七年、詔再征日本賊、江浙・江西・湖広三省造海艦。公極言、如是將乱江南、欲身任入聞、陳其過挙。

これは至元十六年二月の造船命令に対応する記事であろうが、撰者の姚燧が後世の行政区分（江南の三行省）に当てはめて叙述したに過ぎない。

(31) 拙稿『経世大典』にみる元朝の対日本外交論（注（一））参照。

(32) たとえば太田弘毅『蒙古襲来—その軍事史的研究—』一九九七、参照。

(33) 注（15）参照。史料的にはつぎに掲げる『元史』卷一二、世祖紀至元十九年二月戊戌条をも併せ考えるべきであろう。
遣使往乾山、造江南戰船千艘。

(34) 注（11）参照。

(35) 参考のため『元史』卷一一・一二、世祖紀等から江南の行省関係記事を列挙しておく。

・（至元十八年十月）壬子、用和礼霍孫言、於揚州・隆興・鄂州・泉州四省、置蒙古提挙学校官各二員。

・（至元）十九年二月、命唐兀解於沿江州郡、視便宜置軍鎮戍、及諭鄂州・揚州・隆興・泉州等四省、議用兵戍列城。

『元史』卷九九、兵志、鎮戌)

・(至元十九年五月) 戊辰、併江西・福建行省。

・(至元十九年六月) 甲午、阿合馬濫設官府二百四所、詔存者三十三、余皆廢。又江南宣慰司十五處、内四道已立行中書省、罷之。

・(至元十九年六月) 戊戌、以占城既服復叛、發淮・浙・福建・湖広軍五千・海船百艘・戰船二百五十、命唆都為將討之。

・(至元二十年三月丁巳)、併泉州行省入福建行省。

・(至元二十年三月壬午)、罷福建道宣慰司、復立行中書省于漳州。

・(至元二十年四月) 甲午、減江南諸道医学提舉司、四省各存其一。

(36) ①の交趾討伐に関して「広西・湖南調度頻数、民多離散、戸令供役、亦不能辦」とある。これに近い時期の至元二十三年六月のこととして、『元史』卷二〇九、安南伝に、徵発の過重をうったえる湖南宣慰司の上言とそれを承けて湖広行省の線哥の上奏が見える。

(37) 『元史』卷一三、世祖紀至元二十一年六月甲寅条にいう。

詔封皇子脱欲為鎮南王、賜塗金銀印、駐鄂州。

(38) 即ち隋・文帝開皇十八年(五九八)、煬帝大業八年(六一二)、同九年(六一三)、唐・太宗貞觀十九年(六四五)、同二十一年(六四七)、同二十二年(六四八)の六次である。

(39) 但し次代を囑望された皇太子であるが故に、世祖が彼を厚く信任する傾向とともに、それに逆行するような周囲の不適切な動きもあったようである。『元史』卷一〇、世祖紀にいう。

(至元十六年十月) 辛丑、以月直元辰、命五祖真人李居寿作醮事、奏赤章、凡五昼夜。畢事、居寿請問言、「皇太子春秋鼎盛、宜預国政。」帝喜曰、「尋將及之。」明日、下詔皇太子燕王参決朝政、凡中書省・樞密院・御史台及百司之事、皆先啓後聞。

また至元二十年前後に、江西行省の省治の隆興路が皇太子真金の位下領に指定され、皇太子に因んで龍興路と改称されたのもその地位の安泰を示すだろう(拙稿「『元典章』文書の構成からみたその成立事情」(『中国史学』第二一卷、二〇一一)参照)。「元史」卷一一五、裕宗(真金)伝にいう。

於是世祖春秋高、江南行台監察御史言事者請禪位於太子、太子聞之懼。台臣寢其奏、不敢遽聞、而小人以台臣隱匿、乘間発之。世祖怒甚、太子愈益懼、未幾、遂薨、寿四十有三。

(40) 前出の劉宣の行状にいう。

公諱(宣)「宣」、字伯(宣)「宣」、其先潞人也。因出戌留居忻之忻口鎮。金末、(辟)「避」地于陝、歲癸巳七月、生于寓舍。国朝既得河南地、復帰忻、後徙太原。

『読史方輿紀要』卷四〇、山西・忻州に忻口砦の記事が見え、漢初以来ここが北寇に対する防御拠点であったことが知られる。

(41) 『元史』卷一六八、劉宣伝にいう。

宣撫張德輝至河東、見而器重之、還朝、薦為中書省掾。宣暇則往從国子祭酒許衡講明理学。初命為河北河南道巡行勸農副使。

また劉宣の行状にいう。

宣撫行部、聽公談論、深蒙器重、還朝以公為薦、擢充中書省掾。在京從許文正公学、每退食、就師講明經理。考滿、

除河北河南道巡行勸農副使。

(42) 拙稿「元初の法制に関する一考察——とくに金制との関連について——」(『東洋史研究』第四〇卷第一号、一九八一、所収) 参照。

(43) 『元朝名臣事略』卷一〇、宣慰張公には行状を引いていう。

(至元) 五年春、起公侍御史、同平章塔察兒行御史台、辞不拜、……公以衰老懇請、命拳可任風憲者、公手疏烏古倫貞・張邦彥・徒單公履・張家・張肅・李槃・張昉・曹椿年・西方賓・周止・高逸民・王博文・劉郁・孫汝楫・王惲・胡祇通・周砥・李謙・魏初・鄭辰等以聞。

(44) 『元史』卷一六八、秦長卿伝にいう。

長卿尚風節、好論事、与劉宣同在宿衛、以氣岸相高。是時尚書省立、阿合馬專政、長卿上書曰、「臣愚竊、能識阿合馬、其為政擅生殺人、人畏憚之、固莫敢言、然怨毒亦已甚矣。觀其禁絕異議、杜塞忠言、其情似秦趙高、私蓄踰公家貨、覬覦非望、其事似漢董卓。春秋人臣無將、請及其未發誅之為便。」事下中書。阿合馬為人、便佞善伺人主意、又其貲足以動人、中貴人力為救解、事遂寢、然由是大恨長卿。除興和宣德同知鉄冶事、竟誣以折閱課額數万緡、逮長卿下吏、籍其家產償官、又使獄吏殺之。獄吏濡紙塞其口鼻、即死。未幾、王著聚徒殺阿合馬。帝後悟、亦追罪之、斲棺戮屍并誅其子、而長卿冤終不白。

(45) 劉宣の行状にいう。

至元十二年、除戸部郎中、改行省郎中、從丞相伯顔・平章阿(木)朮「朮」統軍平江南、自武昌順流抵鎮江、取瓜洲、立行省、供給軍須靡有缺乏、禁止殺掠、撫按新附、所過州郡安堵如故、凡便益之事、多出贊画。以丞相命赴闕進捷書、世祖皇帝親問南征事勢、応対称旨、賜器服寵嘉之。

(46) 『元史』卷一六七、張礎伝にいう。

至元十四年、立諸道提刑按察司、以礎為江南浙西道提刑按察副使、佩金符。宣慰使失里貪暴、掠良民為奴、礎劾黜之。遂安縣民聚眾負險為亂、命礎與同知浙西道宣慰使劉宣領兵捕之。宣即欲進兵、礎曰、「江南新附、守吏或失撫字、宜遣人招諭、以全眾命。」宣不可、礎曰、「諭之不来、加誅未晚。」遂遣人諭之、逆党果自縛請罪、礎積之、宣乃嘆服。宣慰使の失里は、同書卷一二八、相傳伝に至元十四年のこととして記録される浙西宣慰使昔里伯シレベクと同一人物であろう。

昔里伯が浙東の叛乱を鎮圧するのに過剰な行為があり江南行台御史大夫の相威の裁きを受けた話柄である。同伝にいう。浙東盜起、浙西宣慰使昔里伯縱兵肆掠、俘及平民、乃遣御史商琥拋錢唐津渡閩治之、得積者以数千計。昔里伯遁還都、奏執還揚州治其罪。

劉宣は失里（昔里伯）の失脚のあとに同知浙西宣慰司事として就任したと考えられる。

(47) 『元史』卷一五一、張懋伝にいう。

(至元)十四年、改安撫司為總管府、置宣慰使以統之、拜同知淮西道宣慰司事。十六年、改授懷遠大將軍・吉州路總管。懋惡衣糲食、率之以儉、慎刑平政、処之以公、新府治、設義倉、雖能吏不過也。部使者劉宣躡之、凡有所懲治、朝至夕報、豪強竦然。

(48) 『元史』卷二〇五、阿合馬伝にいう。

世祖嘗謂淮西宣慰使昂吉兒曰、「夫宰相者、明天道、察地理、尽人事、兼此三者、乃為称職。阿里海牙・麦朮丁等、亦未可為相、回回人中、阿合馬才任宰相。」其為上所称道如此。……阿合馬死、世祖猶不深知其姦、令中書母問其妻子。及詢李羅、乃尽得其罪惡、始大怒曰、「王著殺之、誠是也。」乃命發墓剖棺、戮尸于通玄門外、縱犬啗其肉。百官士庶、聚觀称快。

(49) 『元史』卷一二、世祖紀にいう。

・(至元十九年) 五月己未朔、鈎考万億庫及南京宣慰司。沙汰省部官、阿合馬党人七百十四人、已革者百三十三人、余五百八十一人並黜之。……追治阿合馬罪、剖棺戮其尸于通玄門外。

・(至元十九年九月丁巳朔)、勅中書省窮治阿合馬之党。

・(至元十九年九月壬申)、釐正選法、置黑簿以籍阿合馬党人之名。

(50) 『元史』卷一二、世祖紀、至元十九年六月甲午条の記事(注(35))参照。

(51) 『元史』卷一二、世祖紀にいう。

(至元十九年六月) 辛丑、籍阿合馬妻子壻奴婢財產。

(52) 『元史』卷一二、世祖紀にいう。

・(至元十九年四月乙巳)、以阿合馬之子江淮行中書省平章政事忽辛罪重於父、議究勘之。

・(至元十九年六月癸丑)、鎖繫忽辛赴揚州鞠治。

・(至元十九年九月) 戊午、誅阿合馬第三子阿散、仍剥其皮以徇。

・(至元十九年九月) 辛酉、誅耿仁・撒都魯丁及阿合馬第四子忻都。

・(至元十九年十月乙卯)、誅阿合馬長子忽辛・第二子抹速忽於揚州、皆醢之。

醢はししびしお、塩漬けの刑。

(53) 『元史』卷一二、世祖紀にいう。

・(至元十九年五月) 壬申、鎖繫耿仁至大都、命中書省鞠之。

・(至元十九年五月癸未)、張惠・阿里罷。

・(至元十九年七月)辛酉、剖郝禎棺、戮其尸。

加えて注(52)の至元十九年九月辛酉条参照。また『元史』卷一一二、宰相年表参照。

(54)『元史』卷九四、食貨志、歲課、市舶につきのようについて。

(至元)十九年、又用耿左丞言、以鈔易銅錢、令市舶司以錢易海外金珠貨物、仍聽舶戸通販抽分。

拙稿『経世大典』にみる元朝の対日本外交論(注(一))参照。なお『元史』卷一六八、何榮祖伝には何榮祖と阿合馬との関わりのエピソードが載せられ、またある決獄事案をめぐる左丞郝禎と参政耿仁傑との関係が載せられている。ここでは記事の内容には深入りしないが、耿仁傑とは耿仁であって、唐代の名臣狄仁傑との字形の類似から誤ったものに違いない。

(55)『元史』卷一一、世祖紀にいう。

(至元十九年四月壬寅)、中書左丞耿仁等言、「諸王公主分地所設達魯花赤、例不遷調、百姓苦之。依常調、任滿、從本位下選代為宜。」從之。

(56)注(52)に同じ。

(57)注(52)に同じ。『新元史』卷三二、行省宰相年表、また拙著『元代江南政治社会史研究』(注(11))参照。

(58)『元史』卷一一、世祖紀にいう。

(至元十九年九月)癸酉、阿合馬姪宰奴丁伏誅。罷忽辛党馬璘江淮行省參知政事。

(59)拙稿「元初における海軍問題と海運体制」(『東アジア海洋圏の史的研究』二〇一三、所収)参照。

(60)本伝の材料となつたはずの忙兀台の神道碑は未見。『山左金石志』卷二に「左丞相忙兀台公光昭先祖神道碑」(徐世隆撰、至元二十三年立、在東平州王陵台西)がある。

(61) 劉宣の行状にいう。

属姦邪謀奪中書之務、立尚書省、以專国柄、錢議雖罷、(至元)(一)〔二十四年、遂行至元新鈔。未及期年、已覺滯洪。權姦以行省奉行不嚴、繩之以刑、遣公及兵部郎中趙孟頫斷江淮行省官吏罪。時有元惡寔長一省、公顧惜大体、略不撻撻而去。

また『元史』卷一七二、趙孟頫伝にいう。

(至元)二十四年六月、授兵部郎中、……至元鈔法滯洪不能行、詔遣尚書劉宣与孟頫馳駢至江南、問行省丞相慢令之罪、凡左右司官及諸路官、則徑咎之。孟頫受命而行、比還、不咎一人、丞相桑哥大以為譴。

(62) 劉宣の行状にいう。

(至元)二十五年、公由集賢学士除御史中丞・行御史台事。其元惡悍戾縱恣、常慮憲官糾其非、若公尤所忌者、猶以前時常獲款接、因幸公之過揚、冀一相見、叙情好如旧。而公以台官不当外交、竟絶江赴台、於是增其猜怨。

(63) 劉宣の行状にいう。

公領台事之後、大夫与(右)中丞出建康城外、点視軍船、群御史從。有以軍船載葦者、御史張諒究詰、知行省所使、詣揚州覈矣。元惡盛怒、即凶報復。大夫之父官于属郡、旋被按劾。遣其惡党造建康、偵台中違失、出惡声相隣轢。台中悚惧、陰往懇祈以自解、惟公巍立不動、元惡怨公愈深、羅織公之子、繫揚州獄。又建康酒務・淘金等官及遭斷録事司官誣告行台沮壞錢糧、以聞于朝、納賂權姦、必欲置公死地。

『至正金陵新志』卷六、官守志、題名、行御史台、監察御史に、至元二十五年に赴任した張諒の名がみえる。

(64) 劉宣の行状にいう。

当時專以財利一事為重、又且素惡台憲、差官二員至行省鞠問、公及御史六人俱就逮。公將行、書後事緘付從子自誠、

令勿啓視。公既登舟、行省差軍船監押、兩岸列兵衛驅迫。鉦鼓旌旗震耀數里、聽者觀者為之駭怖。比至揚州、南関族兵圍繞、不得入城、同行御史分異各処、不通往來。九月朔、公自裁于舟中。

(65) 劉宣の行状にいう。

啓視公所書絶筆、其辞云、「触怒大臣、誣構成罪。豈能与経断小人交口辯訟、屈膝苟容於怨家之前。身為台臣、義不受辱、当自引決。但不獲以身殉国為恨。嗚呼、蒼天実鑒此心。」

(66) 劉宣の行状にいう。

且別有公文、言元惡罪状、後得其藁、塗注鈎(鈐)「鈐」、辞句難(辯)「辨」。前治書霍肅為序次其文、読之令人悲惋。霍肅曰、「公既殺身、行省白于朝堂曰、『省知罪重、自割身死。』前後構禍主謀者、郎中某也。某為行省員外郎時、公為参議、相得甚驩。為江淮鈔法(法)、尚書省命公罰某杖罪、公以同僚、為荷其事。由是公被罰、某素受公恩、但以同惡相濟、深忌正人、銳意擠傾、曾不顧公議之可畏、宿恩之難負、公忠義節操、世所共知、識与不識、皆為嗟悼。」

肅親見親聞其事、故辭覈而情哀。……其後同謀害公者、不久俱死、若有陰譴云。元惡既斃、越一年、權姦亦誅、(化)「改」絃更張。霍肅具公死事始末、呈之台省、不報。……延祐四年、従子自持上公行実、御史台奏聞、制贈資善大夫・御史中丞・上護軍、追封彭城郡公、諡忠獻。夫人李氏、追封彭城郡夫人。

また『元史』卷一六八、劉宣伝にいう。

前治書侍御史霍肅為叙次其文、読者悲憤。宣既引決、行省白于朝、以為宣知罪重自殺。前後構成其事者、郎中張斯立也。然宣忠義節操、為世所重、聞者莫不嗟悼。

『至正金陵新志』卷六、官守志、題名、行御史台に、治書侍御史として霍肅(奉議、至元二十四年上)とあり、監察御史として張斯立(至元十六年上)とある。

(67) 『呉文正集』(四庫本) 卷五五、「題劉中丞事蹟後」参照。

(68) 大徳七年(一三〇三)の政変に際して、参知政事の張斯立は朱清・張瑄の賄賂を受けたとして失脚した。拙稿「元代江南の豪民朱清・張瑄について」(『東洋史研究』第二七卷第三号、一九六八、所収、のちに『元代江南政治社会史研究』一九九七、に収録)参照。

(69) 『元史』卷一五、世祖紀にいう。

(至元二十五年正月)己丑、詔江淮省管内並聽忙兀帶節制。

拙稿「元初江南における徴税体制について」(『東洋史研究』第三二卷第一号、一九七四、所収、のちに『元代江南政治社会史研究』に収録)参照。

劉宣 (1233~89) と日本

中暦	西暦	劉宣官職・事績 [] は年時不詳	日本関係		元朝・高麗一般情勢	高書省 【姦臣】
中統元	1260	到着總任人員 (胡峴遠・李謙らと共に)			3月世祖即位。高麗：高宗即位。阿里不哥降伏 燕京行省。中統建元。中統鈔発行	
中統2	1261					
中統3	1262				李璵の乱 阿合馬、財賦に任ず	
中統4	1263					
至元元	1264				阿合馬：平章政事	阿合馬
至元2	1265					阿合馬
至元3	1266				御国用使司を立つ (阿合馬)	阿合馬
至元4	1267					(阿合馬)
至元5	1268				御史台を立つ 張德輝が颯魯の人材を推薦	(阿合馬)
至元6	1269				提刑按察司を立つ 高麗：林衍フーナツク、安慶公温を王に。元宗復位	(阿合馬)
至元7	1270	宿衛 (秦長卿と共に) 秦長卿が阿合馬を批判			阿合馬：平章高書省事 高麗：江都から開京へ遷都。三別抄の叛乱	高書省 阿合馬
至元8	1271	【中書省掾】			高麗：珍島の叛軍を攻撃。金通精叛亂に入る 国号を大元と定む	高書省 阿合馬
至元9	1272				阿合馬：中書平章政事。中都を大都と改む 高麗：耽羅の三別抄勢力振う	阿合馬
至元10	1273	【河北河南道巡行勅農副使】			襄陽陥落 高麗：三別抄の乱終息	阿合馬
至元11	1274				范文虎元元に投降	阿合馬
至元12	1275	中書平章部中 【行省郎中】対南宋戦、世祖に勝利の報告			丁家洲の戦、嵐山の戦、三路攻宋	阿合馬
至元13	1276	【知松江府】			正月朮赤が元軍に降服伝達、南宋滅亡	阿合馬
至元14	1277				江喃行台を立つ (揚州) 江喃入寇前按察司を立つ	阿合馬
至元15	1278	【同知浙西道宣慰司事】			高麗：金刀羅謀反の報告	阿合馬

治海官司、日本人の市舶を通ず

日本商人の金・銅銭交易

第1次日本遠征
存せる日本の童男女200人を王・公主に献ず

第6次日本遠征 (杜世忠)
9月杜世忠ら明死

日本：高麗反攻計画

日本商人の金・銅銭交易

中曆	西曆	劉官宦職・事績〔 〕は年時不詳					
至元16	1279	部使者として蒙疆対策	日本関係				尚書省 「恣臣」
至元17	1280	杭州宣慰司官（潘瑛・管如徳・忽都虎と共に）	第7次日本遣使（明船）。杜世忠明死の報届く 日本商船4艘慶元で交易。無字電元渡日	正月匡山の戦 高麗：元宗崩す、忠烈王即位			阿合馬
至元18	1281		第2次日本遠征 日本：高麗反攻計画				阿合馬
至元19	1282	塩運司・財賦府・転運司の会計書家、阿合馬の妻子 親風の技能を籍す（都西宣慰司同知）	福建宣慰司が倭国の謀者を逮捕 昂吉児の日本遠征反対上疏	3月阿合馬謀殺。阿合馬の一族党と擁発 文天祥死す。陳明眼（福建）刑死。海運開始			阿合馬
至元20	1283	〔江淮行省参議〕	第8次日本遣使（如智・王君治） 昂吉児の日本遠征反対上疏	黄華（福建）敗死			盧世榮
至元21	1284	〔江西湖東道提刑按察使〕	第9次日本遣使（王積翁・如智）	安南・占城遠征。江南行台（杭州） 忙兀台：江淮行省平章政事。盧世榮：中書右丞			盧世榮
至元22	1285	礼部尚書 吏部尚書。日本遠征中止上言		江南行台（江州）について（杭州） 忙兀台：江淮行省左丞相。12月皇太子真金死す			
至元23	1286	安南遠征中止上言、更鈔用銀の議	正月日本遠征停戦の招 高麗：日本の俘を元に献す	江南行台（建康）			
至元24	1287	6月趙孟頫と江岸で行省丞相慢令の罪を取調へ （尚書）		安南遠征。桑哥：尚書平章政事について右丞相 至元鈔発行。鎮明亮（福建）叛乱			尚書省 桑哥
至元25	1288	集賢学士。江南行台御史中丞。江淮行省の忙兀台と 対立、軍船の積荷取調へ。忙兀台が謀略、劉官ら御 史を逮捕。9月劉官、應送船中で自殺、遺書		元軍が安南で敗退			尚書省 桑哥
至元26	1289						尚書省 桑哥
至元27	1290			桑哥伏誅			尚書省 桑哥
至元28	1291			至元新格頒行。議政廉訪司 洪茶丘死す			
至元29	1292		高麗所敵の日本商人を送還。高麗国国書Ⅲ 日本商人が燕公楠（慶元）の書を伝う	爪哇遠征			
至元30	1293						
至元31	1294			正月世祖崩す			
延祐4	1317	從子劉白持が劉官の行実を上り、名譽回復					

【史料】

② 又將再征日本、公(又)上言曰、「近(歲)議復置征東行省、再興日本之師、此役不息、安危繫焉。(『元史』劉宣傳、『吳

文正公集』劉宣行狀)

(a) 至元初年、高麗趙開建言通日本以窺宋、數輩奉使、竟無成約、率兵征伐、亦不取功、驅有用兵、民取無用地土、猶珠彈雀、已爲失策。平宋之後、姦回(檀)「擅」權、賣官鬻爵、江南郡縣、布滿貪饕、剝削官民。既而要功生事之臣、倡言東征、輕用其謀、於江淮・兩浙剽造海船、斫伐寺觀墳園樹木殆盡、每株大木不下三三百人拖拽、踰山越嶺、近者百里、方到船場、民間費用過於木價十倍、夫匠死傷不可殫紀。造作・軍器・衣甲・百色物料、皆出於民、當役稅戶多致破產。大兵既達海岸、不交一矢、風浪損船、委十餘萬於荒山、不爲敵殺、則爲餓殍、可爲哀痛。死事之家、殊無優恤、主將僅以身免、朝廷寬宥、使輸錢贖罪、天下知刑賞不行、何以懲勸使人效死。(『吳文正公集』劉宣行狀)

(b) 十九年冬、四處行省督諸路、造膠河糧船一千隻、又相繼於江南・平灤造東征海船、江南擾動過於向來。其平灤船料・油竹・棕籐、取於南方、綱運絡繹工匠、牛畜死者相望、幸蒙停息、百姓瘡痍未蘇、軍家老稚哭者未已、又議大舉、恐民不堪。漢軍自圍襄陽渡江、征二王戍閩廣、攻占城破交趾、死損甚衆、及有絕丁破產之家、江南諸路、守城把渡・巡邏遞送・倉庫占役之外、調用常是不敷。南方新附舊軍、十餘年間、老病逃亡、出征損折、向來精銳棄於海東、新招軍數、皆非習武藝慣戰陣之人、用此制敵、必然敗事。經營南方、用兵四十餘年、中國幾致疲乏。歸附以來、民失撫字、實非心服、但畏兵力而已。江淮輕剽、陸梁之徒潛伏山海、孰謂無之。伺我兵力虛耗、一旦嘯衆、驅輕生無藉衆民、所在殺掠、其鎮守官軍、」(『吳文正公集』劉宣行狀)

〔此處舊板模糊脫漏〕(『吳文正公集』劉宣行狀)

③ 唆都建伐占城、海牙言平交趾、三數年間、湖廣·江西供給船隻·軍須糧運、官民大擾、廣東羣盜並起、軍兵遠涉江海瘴毒之地、死傷過半、卽目連兵未解。且交趾與我接壤、叢爾小邦、遣親王提兵深入、未見報功、唆都爲賊所殺、自遭羞辱。況日本海洋萬里、疆土闊遠、非二國可比。今次出師、動衆履險、縱不遇風、可到彼岸、倭國地廣、徒衆猥多、彼兵四集、我師無援、萬一不利、欲發救兵、其能飛渡耶。隋伐高麗、三次大舉、數見敗北、喪師百萬。唐太宗以英武自負、親征高麗、雖取數城而還、徒增追悔。且高麗平壤諸城、皆居陸地、去中原不遠、以二國之衆加之、尙不能克、況日本僻在海隅、與中國相懸萬里哉。」帝嘉納其言。（『元史』劉宣傳）